

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和5年10月20日（令和5年（行情）諮問第941号）

答申日：令和5年12月25日（令和5年度（行情）答申第582号）

事件名：職員団体事務に関する資料を保管するファイルの不開示決定に関する
件

答 申 案

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしていることについては、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年6月21日付け名局公開99により名古屋国税局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである。
私は、特定訴訟における特定年月日付け第2準備書面及び被告特定個人A、被告特定個人B及び被告特定個人Cがそれぞれの陳述書（乙第1号証、乙第3号証、乙第2号証）において記載している行政文書（「職員団体事務に関する資料を保管するファイル」）の開示を求めているので、国（名古屋国税局長）がその存在を認めている文書の特定ができないはずがないと考えるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、原処分について、開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件の対象文書は、別紙に掲げる文書である。

処分庁は、本件開示請求における請求する行政文書の名称等について補正を求めた上で、他の行政文書と識別できる程度に特定されていないとして、形式上の不備を理由に原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討

する。

3 原処分の妥当性について

(1) 原処分の経緯について

原処分の経緯について、処分庁に確認したところ、以下のとおり説明があった。

ア 本件開示請求に係る行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の「請求する行政文書の名称等」欄には、「令和4事務年度における「職員団体関係事務に関する資料を保管するファイル」（通称赤ファイル 名古屋国税局特定役職1及び特定役職2及び特定役職3が訴訟代理人となっている特定訴訟において被告陳述書等において使用している文言である。）」と記載されていたところ、当該記載内容にある「赤ファイル」は、各税務署における職員団体との窓口担当者である総務課長が管理するファイルであると推測される。

イ 各税務署においては、総務課長が職員団体関係事務を行うに当たり、必要な書類の写し等を自己の判断でファイルに適宜編てつ・廃棄しており、総務課長が異動する際には、ファイルに編てつされた書類の写し等を全て廃棄した上で、空のファイルを後任者に引き継いでいる。

ウ ところで、職員団体関係事務は、名古屋国税局総務部総務課（以下「局総務課」という。）が所掌しているが、局総務課においては、各税務署に対して、職員団体関係書類を特定のファイルに編てつするよう指示・連絡などは行っておらず、また、各税務署が保有しているファイルの取得及び内容の把握もしていない。

エ 局総務課においては、上記ウのとおり、各税務署が保有しているファイルの取得及び内容の把握をしておらず、上記アの請求内容では、職員団体関係事務に関する行政文書のうち、どのような文書を請求されているのか特定できなかつたことから、審査請求人に対し、令和5年5月15日付け名局公開65「開示請求書の補正の求め」（以下「補正の求め1」という。）を送付して、上記ウと同趣旨の情報提供を行った上で、開示を求める行政文書の補正を求めた。

オ 上記エの補正の求め1に対し、審査請求人から提出された「行政文書開示請求書の補正書」（以下「補正書」という。）に記載されていた開示を求める行政文書が本件対象文書である。

カ なお、補正書添付の特定訴訟における国側の準備書面においては、平成30年12月9日に当該事件の原告である審査請求人が「職員団体事務に関する資料を保管するファイル」（以下「本件ファイル」という。）を職員団体交渉の場に持ち込んだことを認めており、また、当該事件の各被告の陳述書には、上記同趣旨の記載のほか、平成31年1月21日に職員団体の職員の面前で本件ファイルを取り出したこ

とが記載されていることから、本件対象文書は、当該職員団体交渉を行った特定税務署が保有していたものと推測される。

キ 審査請求人は、本件ファイルについて「令和4事務年度において存在しているもの」の開示を求めているため、特定税務署が開示請求日時時点で保有している本件ファイルの内容を確認したところ、特定税務署において独自に取得等した行政文書のほか、名古屋国税局が保有している行政文書（以下「局保有文書」という。）の写しが編てつされていた。そのため、審査請求人に対し、令和5年6月2日付け名局公開79「開示請求書の補正の求め」（以下「補正の求め2」という。）を送付して、局保有文書の情報提供を行った上で、開示を求める行政文書の補正を求めた。

ク 上記キの補正の求め2に対し、審査請求人から回答がなかったことから、形式上の不備があるとして、原処分を行ったものである。

ケ 念のため、局総務課、文書管理システム及び共有フォルダ内を探索したが、本件対象文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) 原処分の妥当性について

ア 本件開示請求においては、本件開示請求書の記載内容では開示を請求する行政文書が特定できなかったことから、処分庁は審査請求人に対して2度補正を求めている。処分庁は、補正の求め1に対する補正書の記載内容から、本件対象文書は特定税務署が保有している本件ファイルであると判断した上で、補正の求め2において、特定税務署保有の本件対象文書のうち、局保有文書の情報提供を行ったところ、審査請求人から回答がなかったことから、補正書には行政文書を特定するに足りる事項が記載されておらず、形式上の不備があるとして、原処分を行った。

イ しかしながら、上記アのとおり、処分庁は、本件対象文書は特定税務署が保有している本件ファイルであると判断していることからすれば、本件対象文書の特定はできているのであって、そうすると、本件開示請求につき、形式上の不備があるとは言い難い。

ウ ところで、本件開示請求に係る「請求する行政文書の名称等」には、特定の損害賠償請求事件（以下「特定事件」という。）の事件番号及び特定事件の被告である特定の個人3名の氏名が記載されていることが認められる。

エ そうすると、上記イのとおり、本件対象文書が特定できたとしても、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人3名が原告である審査請求人から訴訟を提起されている事実の有無（以下、第3において「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

オ 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、不開示情報に該当する旨規定しており、本件存否情報は、同号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

そして、処分庁に確認したところ、特定事件について公表した事実はないとのことであるから、本件存否情報は、法5条1号ただし書の法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

カ したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により、開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

キ なお、処分庁は、原処分において、形式上の不備を理由に不開示決定を行っており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はないことから、本件対象文書を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

4 結論

以上のことから、処分庁において、本件開示請求に対し形式上の不備があるとして行った原処分については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論として妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和5年10月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月27日 | 審議 |
| ④ | 同年12月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求に形式上の不備があり、本件対象文書を特定することが困難であるとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、開示請求に形式上の不備があるとはいえないものの、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開

示することになるため、本来、法8条の規定により、開示請求を拒否すべきであったとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、開示請求書の補正書に「別紙のとおり」として、特定訴訟に係る被告として国及び特定の個人3名の氏名を列記した上、同訴訟に提出された原告を審査請求人とする被告国の準備書面及び特定の個人3名の各陳述書を添付し、これらの書面に記載されている本件対象文書（本件ファイル）の開示を求めるものであると認められる。

そうすると、本件対象文書の存否を明らかにすることは、審査請求人が、特定訴訟の原告となり、国のほか特定の個人3名を被告として訴訟を提起した事実の有無（以下、第5において「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

そして、上記第3の3(2)エのとおり、処分庁は、本件開示請求文言にある特定訴訟については公表した事実はないとのことであるから、本件存否情報は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は、法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

特定訴訟において、国（訴訟代理人名古屋国税局特定役職1，特定役職2，特定役職3），被告特定個人A，被告特定個人B及び被告特定個人Cが提出した別添1「特定年月日付第2準備書面」の6頁15行目から17行目，また9頁3行目から4行目においてその存在を認めている「職員団体事務に関する資料を保管するファイル」（単にファイルだけではなくその内容物である資料を含む。）

特定訴訟において，被告特定個人Aが別添2乙第1号証13頁20行目から14頁2行目まで，被告特定個人Bが別添3乙第3号証29頁8行目から10行目まで，被告特定個人Cが別添4乙第2号証34頁17行目から19行目において，陳述している「職員団体関係事務に関する資料を保管するファイル」（単にファイルだけではなくその内容物である資料を含む。）

で，令和4事務年度において存在するもの